

公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員、非常勤役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第16条第3項、第33条第3項及び第36条第7項の規定に基づき、本会の評議員及び定款第27条第1項に定める理事及び監事（以下「役員」という。）のうち非常勤の役員並びに定款第36条に定める名誉会長等（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 非常勤の役員等は無報酬とする。ただし、監事が、定款第30条第1項の業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円を超えない範囲内で評議員会で定める。

(旅費)

第3条 非常勤の役員等が、本会の用務のため旅行する場合の旅費は、特に定める場合を除き、公益財団法人宮崎県スポーツ協会旅費規程により計算した額を支給する。

(費用)

第4条 非常勤の役員等が、本会に関する用務のため特別の経費を負担する場合は、その経費を支給する。

(支給方法)

第5条 第2条から前条までの報酬等は、その用務の都度、現金により支給する。

(規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常勤の役員等の報酬等の額及びその支給基準に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成25年3月22日 一部改正
- 3 令和 2年3月17日 一部改正
- 4 令和 7年3月21日 一部改正